

新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例について

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

新城市議会は6月26日、市長選の際に立候補予定者の公開政策討論会を市が開催することを盛り込んだ条例案、新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例案を賛成多数で可決した。

このような条例は全国初であるので、地元紙（中日新聞）の記事を含め、条例提案の経緯と目的などを紹介する。新城市の次の市長選挙は来年（2021年）の秋であるので、実際に討論会がどのように行われるのか。また今後、同様な条例を策定する市町村が現れるのかどうかなども注目される。

■ 市長選討論会を、新城市が条例化 J C弱体化、全国初

中日新聞 2020年6月27日

愛知県新城市議会は26日、市長選の際に立候補予定者の公開政策討論会を市が開催することを盛り込んだ条例案を賛成多数で可決した。

市によると、首長選の討論会を市開催とする条例の制定は全国初。

条例では、市長が市民をメンバーとする諮問委員会の意見を参考に開催日や場所を決定。立候補予定者側からの申し込みにより参加者を決める。討論の進行役は立候補予定者の承認を得て市長が指名する。

選挙の際の討論会は地元の青年会議所（J C）が主催する例が多い。しかし、会員数が減少している新城J Cによる開催は難しい状況。前回の2017年の市長選挙では、出馬陣営が協力して開いた。

■ 条例の附則で新城市自治基本条例の一部を改正

市は、市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例附則で、自治基本条例の一部改正を盛り込み、第14条に次の1条を加える改正を行った。

自治基本条例 第14条の2

市長は、公の選挙のうち市長の選挙に当たっては、候補者となろうとする者が掲げる市政に関する政策及びこれを実現するための方策を市民が聴く機会として市長選挙立候補予定者公開政策討論会を開催するものとします。

2 前項の討論会の実施に必要な事項は、別に定めます。

▽ ▽ ▽

市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例は、この改正した自治基本条例第14条の2第2項に基づいて提案されたものである。

■ 条例の目的

本条例案の提案にあたって市長は以下のようにその理由を説明している。

▽ ▽ ▽

この案を提出するのは、市長選挙の候補者になろうとする者の市政に関する政策およびこれを実現するための方策を市民が知る機会を創出し、市民が主役のまちづくりを推進するために必要があるからである。

■ 公開政策討論会への参加は立候補すあの意味に基づく

条例第3条（基本原則）は、次のように「不当に義務を課するものであってはならない」旨、定めている。

▽ ▽ ▽

立候補予定者は、公開政策討論会の趣旨を理解し、これに参加するものとする。この場合において、参加の申出は、立候補予定者の意思に基づくものとし、不当に義務を課すものxであってはならない。

<参考>

新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例（PDF）